

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸島市長 月形 祐二

市町村名 (市町村コード)	糸島市 (402303)
地域名	前原地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月17日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

前原地区は、平坦地で圃場整備等された水田が多く、水稻の栽培を中心に畜産農家との連携による飼料作物の栽培、裏作として土地利用型農家による麦の作付けが行われている。
また、園芸型農家が露地でのブロッコリー・キャベツ等、施設園芸による花卉・イチゴなどを栽培している。
高齢化による農業者の減少に伴い、土地利用型農家等への農地の集約と集落営農組織や新規就農者を含め多様な経営体の確保・育成が重要である。

【地域の基礎的データ】

農業者: 214人、うち団体経営体: 8経営体

主な作物: 水稻、麦、飼料作物、花卉、イチゴ、ブロッコリー、キャベツ、ジャガイモ、ネギ、玉ねぎ、柑橘 他

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区においては、水稻栽培を中心に、土地利用型農家による麦の栽培、畜産農家との連携による飼料作物の栽培、園芸型農家によるブロッコリー・キャベツ等の露地栽培、花卉・イチゴ等の施設園芸による効率的な農地利用を図る。農業従事者については、高齢化が進み離農者が増えることが予想されるが、土地利用型農家、園芸型農家を中心に地域計画の見直しを行いながら、農地利用の体制を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	324.19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	324.19 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手への農地の集積・集約化を基本としながら、その他の農地は農業を担う者による農地利用を行い、農地バンクへの貸付けを進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
土地利用型の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、中間管理機構を通じた貸借を基本に農地利用を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備されたエリアは担い手への集積・集約を進めながら農地利用を進める。 基盤整備事業以外においては、地元負担を考慮しつつ、農地や水路等付帯設備の補修や改修を適宜検討し、営農の省力化を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外からの多様な経営体を受け入れるための体制を必要に応じて整えていく。市、県、JA等関係機関で連携し相談から定着まで、新規就農希望者の支援を継続する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

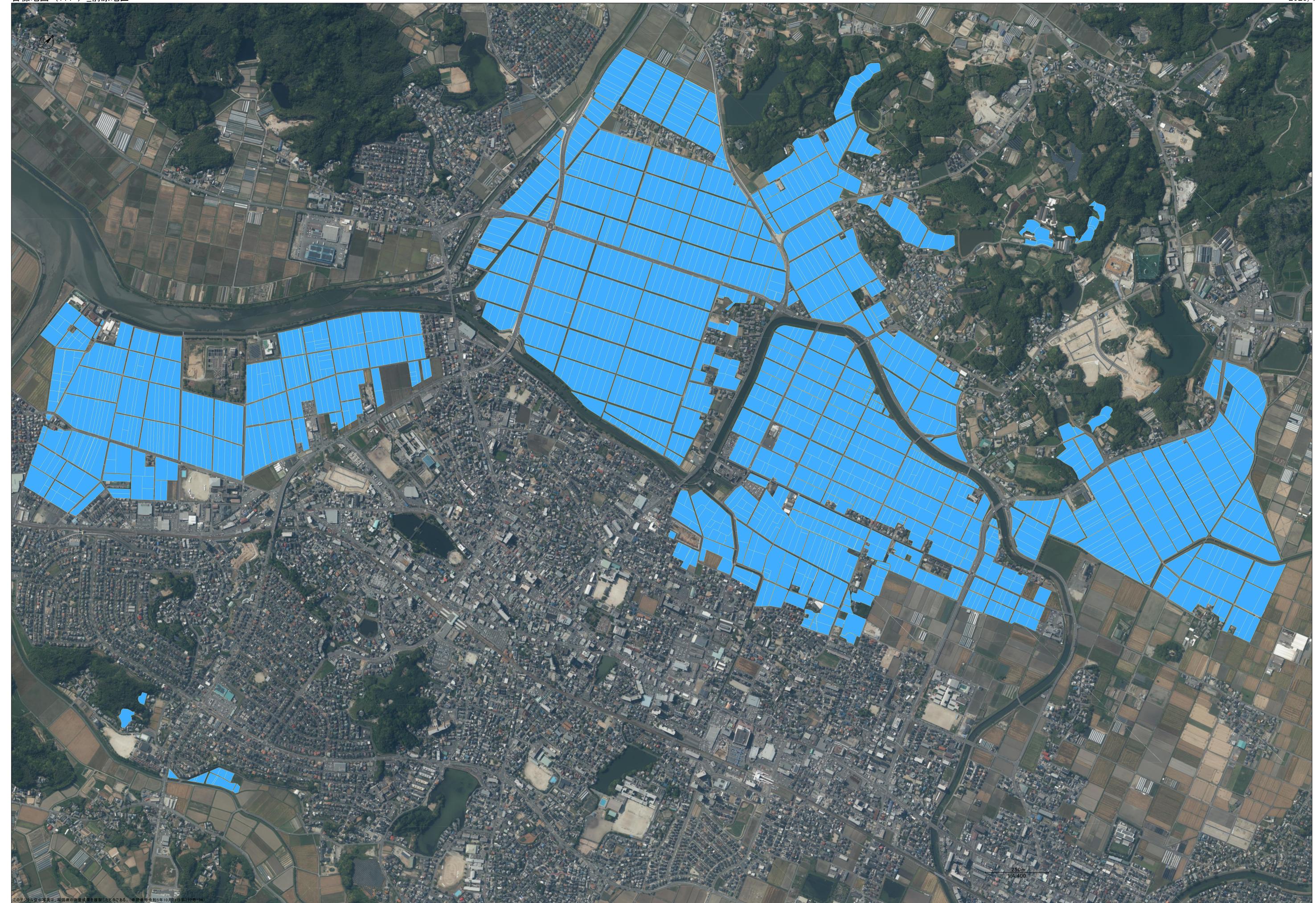
<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山裾を中心にイノシシによる鳥獣害をワイヤーメッシュや電気牧柵の貸与等の拡充の検討に加え、より一層の頭数抑制策を検討していく必要がある。イノシシは、農地以外にため池や水路の法面を損壊するため、農地以外の農業施設への獣害防止策を検討していく。

③機械の共同利用を含め自動化等、作業効率の向上や省力化を図れるような支援方法・制度等を検討していく必要がある。

⑧新田エリアは大雨時に水路の形質上、排水機場に水がスムーズに集まらず、排水に時間を要しており、また、通常時も排水が悪く改善等を検討していく必要がある。



この資料は空中写真に、福岡県の測量成果を基に作成したものであり、(建設省)令和5年10月20日告示第22号(14)